

会 議 録

会 議 名	令和6年度第4回野田市都市計画審議会
議題及び議題 毎の公開又は 非公開の別	報告第1号 野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）の パブリック・コメント手続の結果について（報告） （公開） 議案第1号 野田市景観計画の策定について（諮問）（公開） 議案第2号 野田都市計画用途地域の変更について（付議） （公開） 議案第3号 野田都市計画山崎梅台地区地区計画の決定について （付議）（公開）
日 時	令和7年2月19日（水） 午前10時から午前11時まで
場 所	野田市役所高層棟8階大会議室
出席委員氏名	岩岡 竜夫、遠藤 博一、寺部 慎太郎、齊藤 和夫、木村 欽 一、栗原 基起、小林 裕子、中村 裕介、濱田 勇次、星野 幸治、小池 聖彦、西山 昌克、飯塚 健太、吉岡 祥恵
欠席委員氏名	小俣 悦子、古矢 千晴
事務局等	鈴木 有（市長）、川路 隆之（建設局長）、飯塚 等（土木部 長）、高橋 康仁（都市部長）、中山 高裕（都市部参事（兼） 都市整備課長）、小沼 綾子（都市整備課長補佐）、芝田 修一 （都市整備課都市整備係長）、浅野 開作（都市整備課主任主 査）、小林 司幸（都市整備課主任主事）、金子 正道（都市計 画課長）、服部 薫（都市部主幹（兼）都市計画課長補佐）、中 村 剛志（都市計画課副主幹（兼）開発指導係長）、佐藤 由和 （都市計画課計画係長）、井上 航（都市計画課主任主事）、木 村 彰吾（都市計画課主事補）
傍 聴 者	1名

議 事

議事の概要は次のとおりである。

都市計画課長 2月19日午前10時開会を宣言した。本会議の開催に当たり小俣委員、古矢委員が欠席する旨を報告した。

今回の審議会は委員の半数以上が出席しているので、会議が成立することを伝えた。

会議録作成のため、会議の録音をする旨を報告した。

会議は原則公開としており、本会議の傍聴希望者が1名おり入室している旨を報告した。

市長に挨拶を求めた。

市長（鈴木） 出席に対するお礼を述べた。今回の審議会では、野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）のパブリック・コメント手続の結果について報告する旨を述べた。また、野田市景観計画の策定に関する諮問、野田都市計画用途地域の変更及び野田都市計画山崎梅台地区地区計画の決定に関する付議案件の審議をお願いしたい旨を述べた。

都市計画課長 以後の進行を会長にお願いする旨を述べた。

会長（岩岡） 報告第1号 野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）のパブリック・コメント手続の結果について、事務局からの説明を求めた。

都市計画課長補佐 報告第1号 野田市景観計画（案）及び野田市景観条例（案）パブリック・コメント手続の結果について説明した。

会長（岩岡） 報告第1号について質疑に入り、発言を求めた。

<質疑の声なし>

会長（岩岡） 質問がないことを確認の上質疑を終了した。

議案第1号 野田市景観計画の策定について、事務局からの説明を求めた。

都市計画課長補佐 議案第1号 野田市景観計画の策定について説明した。

会長（岩岡） 議案第1号について質疑に入り、発言を求めた。

委員（木村） 景観計画の中で建物の高さ制限については記載していないが、都市計画法、建築基準法や地区計画の中で定められているもので各々の地区の最

高限度ということによろしいか質問した。

都市計画課長 景観計画（案）の23ページに記載のとおり、届出対象行為となる行為については、建築物を建てる際には地盤面から高さが10メートルを超える建築物について届出をしていただく。

高さ制限については、都市計画法及び建築基準法で決まっております、これを超えるような制限をかけることはできないと考えている。届出対象行為で市と事業者の間で建物に関する協議の場が設けられるので、住宅地に隣接するような建築物については、配慮するよう行政から指導していく旨を述べた。

委員（寺部） 色彩の考え方で、彩度の高い派手な色彩は用いないとあるが、ゾーン毎に区別するものではないのか。住宅地ゾーンや河川運河ベルトゾーンは派手な色彩は使わない方が良くと思うが、商業地域や国道16号の沿道は、商業の観点から派手な色彩を使いたい地権者もいると思うが、ゾーン毎に色彩は変えないということか質問した。

都市計画課長 原色に近いものは避けていただきたいという考えの基、住宅地等については、狭めの範囲で色彩を設定させていただくが、商業ゾーンについては一段階強めの色味を使える旨を説明した。

会長（岩岡） これは建物の外観の色彩の話かと思うが、看板に対して規制はないのか質問した。

都市計画課長 看板については、屋外広告物条例の中で確認させていただく旨を述べた。

委員（吉岡） 業者への周知方法及び周知期間について、質問した。

都市計画課長 本日、原案のとおり答申を頂けた場合、3月議会への付議を考えている。その後、7月1日の施行まで周知期間を設ける考えである。周知方法については、窓口業務の中で景観計画に関するチラシ等を配布し、事業者に周知する旨を述べた。

委員（吉岡） 届出対象規模について、戸建て住宅は対象外だと思うが、今後戸建て住宅も届出の対象とする考えはあるか質問した。

都市計画課長 景観計画に「届出の対象ではない建築物等についても、より良い景観の形成を目指して本計画に定める方針や景観形成基準への配慮が必要」と

なる旨の記載をしているため、届出対象以外についても計画に基づいて努力義務として行政指導をしていく旨を説明した。

会長（岩岡） その他質疑を求めた。

<質疑の声なし>

会長（岩岡） 質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入り意見を求めた。

<意見なしの声あり>

会長（岩岡） 意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。

<異議なしの声あり>

会長（岩岡） 異議がないので異議なしと答申する旨を述べた。続いて、議案第2号 野田都市計画用途地域の変更及び議案第3号 野田都市計画山崎梅台地区地区計画の決定について、事務局からの説明を求めた。

都市整備課長補佐 議案第2号 野田都市計画用途地域の変更及び議案第3号 野田都市計画山崎梅台地区地区計画の決定について説明した。

会長（岩岡） 議案第2号及び議案第3号について質疑に入り、発言を求めた。

委員（寺部） 地区内に生産緑地があるのか質問した。また、ある場合の影響について質問した。

都市計画課長 地区内の東側に生産緑地が現存している旨を述べた。また、令和4年度から10年間、引き続き生産緑地として指定しているため、特段の理由がない限りは農地として継続される旨を述べた。

会長（岩岡） その他質疑を求めた。

<質疑の声なし>

会長（岩岡） 質問がないことを確認の上質疑を終了し、討論に入り意見を求めた。

<意見なしの声あり>

会長（岩岡） 意見がないことを確認の上討論を終了し、採決に入り異議がないか尋ねた。

<異議なしの声あり>

会長（岩岡） 異議がないので原案のとおり決定すると答申する旨を述べた。本日の諮問案件1件、付議案件2件の採決が終了したので、答申書を作成するため、暫時休憩する旨を述べた。

<休憩>

会長（岩岡） 審議を再開し、議案第1号について、異議なしと答申する旨を述べ、議案第2号及び議案第3号について、原案のとおり可決し、答申する旨を述べた。

<答申書を手交>

市長（鈴木） 慎重に審議していただき、答申を頂いたことに対し、謝辞を述べた。

会長（岩岡） その他、事務局から連絡事項はないか確認した。

都市計画課長 次回の審議会の開催について、年度が替わり次第、改めてお知らせする旨を述べた。

会長（岩岡） 質疑を求めた。質問がないことを確認の上、閉会を宣言した。